

1月 情報ひろば

！ イベント・講習会などに参加の際は、マスクの着用や手指消毒、体温測定など、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

福祉

介護用品購入支援クーポン

問 本庁舎長寿社会課（13番窓口）
TEL 0857-30-8211
FAX 0857-20-3906
問 各総合支所市民福祉課（10番窓口）
介護用品購入の負担軽減を図るため、クーポン券を交付。対 市民税非課税の在宅で生活されている要介護4または5の認定を受けている人（施設入所、入院中は対象外）
▽品目：紙おむつ、使い捨て手袋、清拭用品、ドライシャンプー、消

凡例 時 日時 所 場所 容 内容 対 対象 案 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など
料 料金 募 募集期間・方法 受 受付 持 持参するもの 問 問い合わせ先

鳥取市中央包括支援センターからのお知らせ

問 本庁舎鳥取市中央包括支援センター
TEL 0857-20-3457
FAX 0857-20-3906
【介護予防教室（おたっしや教室）（4～6月）】
容 主に椅子に座りながらの運動と認知トレーニング、栄養やお口の機能改善のための講話 時 毎週1回120分・3カ月間 所 公共施設など全17会場（予定） 対 満65歳以上の人 ※医師から、運動制限されていない人のみ ※身体状況によっては、他のサービスを紹介することがあります。 料 1回500円 募 2月28日（火）までに問い合わせ先まで

【おれんじドアとこつり】
時 1月26日（木）10:00～12:00
所 渡辺病院南館1階 容 認知症の当事者のピアサポート 料 無料 ※要予約

家族教室・専門相談のご案内

問 駅南庁舎心の健康支援室
TEL 0857-22-5616
FAX 0857-20-3962
【アルコール・薬物・ギャンブル等家族教室】
時 1月13日（金）13:30～15:00
※予約不要 所 さわか会館3階第2研修室 容 ミニ講話「家族のできることは？」、話し合い
▽講師：林 敏昭さん（渡辺病院看護師） 対 ご家族のアルコール・薬物・ギャンブルなどでお困りの人 ※ご本人はご遠慮ください。

【アルコール・薬物・ギャンブル等専門相談】
時 1月13日（金）15:00～16:00
※前々日までに要予約 所 さわか会館3階第2研修室 対 アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題でお困りの人 ※関係者が

リワーク支援説明会

問 鳥取障害者職業センター
TEL 0857-22-0260
MAIL tottori-city@red.go.jp
時 1月19日、2月16日、3月16日（木）15:30～16:15 所 鳥取障害者職業センター・オンライン
容 つつ病などのメンタル疾患により仕事を休んでいる人の円滑な職場復帰に向けての「リワーク支援」に関する説明会 対 つつ病などで休職されている人、ご家族、企業 ※個別相談にも応じます 料 無料 ※要予約

ふるさと映像を見る会

問 鳥取市文化センター
TEL 0857-27-5181
FAX 0857-27-5154
容 ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定：カニが消える日～底引き船同乗記～（昭和51年放送） 時 1月19日（木）10:00～14:00（午前・午後とも内容は同じ） 所 鳥取市文化センター2階大会議室 料 無料 ※予約不要

ご確認ください。なお、公売を中止する場合がありますので、ご了承ください。

令和4年度「コミュニティ助成事業」

次の事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、（一財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業により、宝くじの助成金で整備したものです。



お知らせ

インターネット公売

問 本庁舎収納推進課（21番窓口）
TEL 0857-30-8161
FAX 0857-20-3920
【時】参加申込期間 1月12日（木）13:00～1月31日（火）23:00
【入札期間（せり売形式）】2月6日（月）13:00～8日（水）23:00
※詳しくは、本市公式ウェブサイトに（インターネット公売）、KSI官公庁オークションなどで

20歳になったら 国民年金 新成人のみなさんへ

国民年金 コーナー

問 鳥取年金事務所 TEL 0857-27-8311
問 本庁舎保険年金課（9番窓口）
TEL 0857-30-8224 FAX 0857-20-3906

国民年金は、社会全体で暮らしを支え合う公的な社会保険です。老後の生活のため「老齢基礎年金」のほか、若くても病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなった時に一定の要件を満たせば「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が受け取れます。

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入する義務があります。必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合があります。20歳になったらまず国民年金の手続きを確実に行ってください。

国民年金の加入

①「国民年金加入のお知らせ」を受け取る

20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」、「保険料免除・納付猶予制度、学生納付特例制度の申請書」などの国民年金に加入したことなどをお知らせする文書が届きます。特に「基礎年金番号通知書」は年金の請求手続きなど一生を通して使用しますので大切に保管してください。このお知らせが届いた方は改めて加入の手続きをする必要はありません。

②国民年金保険料を納付する

「国民年金加入のお知らせ」に同封している納付書で保険料を納めてください。納付期限は「納付対象月の翌月末日」です。納付期限までに保険料を納めないと、「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受給できなくなることがあります。なお、納付書は金融機関、郵便局のほか、コンビニエンスストアで使用できます。ほかにも口座振替、クレジット納付も可能です。

③未納のまま放置しないで「免除・納付猶予制度」「学生納付特例制度」を活用しましょう

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、未納のまま放置せず、保険料の「免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」の申請をしてください。

これらの制度を申請して承認を受けた期間は、保険料を全額納付した場合と比べて将来の年金額が低額となりますが、あとから免除または猶予された保険料を追納することで年金額を増やすことができます。